

北海道旅客鉄道株式会社 公告第5号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和4年10月1日ほか）

北海道旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第1号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から施行する。ただし、第57条、第249条、第251条、第282条及び第283条にかかる改正は令和4年3月12日より適用する。

令和4年9月22日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
綿貫 泰之

第16条の2第1項第1号中、「東海道本線、」を「東海道本線及び」に改める。

第39条第1項中、「ただし、西日本旅客鉄道会社線の別に定める区間内の駅相互発着となる区間及び九州旅客鉄道株式会社線内相互発着となる区間」を「ただし、東日本旅客鉄道会社線、東海旅客鉄道会社線、西日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線若しくは九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間又はこれらの区間をまたがる区間」に改める。

第57条第1項第1号ニ（ロ）中、「新幹線以外の線区」の次に「次に掲げる区間の特別急行列車の停車駅相互間とする。」の一行を加える。

第249条第1項中、「特定特急券」の次に「(座席を指定して発売したものを除く。)」を加える。

同条第2項第2号中、「特定特急券」の次に「(座席を指定して発売したものを除く。)」を加える。

第251条第1項中、「特定特急券」の次に「(座席を指定して発売したものを除く。)」を加える。

同条同項第1号中、「特定特急券」の次に「(座席を指定して発売したものを除く。)」を加える。

第274条第1項中、「その乗車券が、有効期間内であつて、かつ、その」の次に「現に使用している券片の」を加える。

第282条中第2項中、「特定特急券」の次に「(座席を指定して発売したものを除く。)」を加える。

第283条中、「特定特急券」の次に「(座席を指定して発売したものを除く。)」を加える。